

## 保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ

保育所保育指針の改定について検討を進めていた社会保障審議会児童部会保育専門委員会（委員長：汐見稔幸白梅学園大学学長）は、12月21日に第10回の専門委員会を開催し、最終的な議論のとりまとめを行いました。確定版が22日に公表されましたのでお知らせします。

とりまとめで示された改定の方向性は次のとおりです。

- (1) 乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実
- (2) 保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ
- (3) 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し
- (4) 保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性
- (5) 職員の資質・専門性の向上

これらの方向性を踏まえて、前回行った大綱化の方針は維持しつつ、必要な章立ての見直し等を行うこととしています。

また、指針の改定のイメージ、0歳児の保育内容の記載のイメージは、とりまとめの後ろに参考資料として示されています。

保育所保育指針は今後、平成28年度内に大臣告示、平成29年度に1年間の周知期間をおいて、平成30年度から施行の予定となっています。

※「とりまとめ」は厚生労働省 HP に掲載されています。

厚生労働省 > 社会保障審議会児童部会保育専門委員会  
> 保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000146738.html>